

令和5年度 高知県介護職員等喀痰吸引等研修(基本研修・実地研修)

【第一号研修・第二号研修】開催要項

1 目的

本事業は、平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づき、介護職員等が不特定多数の者を対象に、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができるよう養成することを目的とします。

2 実施主体

高知県（研修の実施運営は 株式会社青い鳥 高知介護福祉アカデミー）

3 対象者および受講要件

県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。以下同じ。）で、下記の要件を全て満たす者を対象とします。

- (ア) 就業している施設・事業所、または同法人（同系列、同グループ含む）の施設・事業所等に、実地研修を行うために必要なたんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所していること（実地研修の詳細は9.研修課程を参照）。
- (イ) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること（書面による同意が得られること）。
- (ウ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (エ) 就業している施設・事業所、または同法人の施設（同系列、同グループ含む）・事業所等において実地研修が可能であり、実地研修の場において介護職員等を指導する指導者*について、介護職員等数名につき、1名以上の配置があること。
- (オ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
- (カ) 就業している施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
- (キ) **実地研修場所（原則勤務先）**が別添1の実地研修実施要領の2の条件を満たしていること。
- (ク) 所属長の推薦が得られること。
- (ケ) 実地研修終了後、速やかに高知県に報告可能であること。

*指導者とは、医師、あるいは看護師・保健師・助産師で臨床等での実務経験を3年以上有する者で、平成23年度～令和4年度指導者講習を修了している者及び令和5年度実施予定の指導者講習を修了した者。又は医療的ケア教員講習会を修了した者。

4 研修期間

基本研修 令和5年10月9日（月）、13日（金）、14日（土）、30日（月）、31日（火）、11月1日（水）、4日（土）、5日（日）、9日（木）

半固形演習 令和5年11月14日（火） ※希望者のみ

実地研修 基本研修修了後、実地研修修了まで。

（やむを得ない場合を除き実地研修は年度内に修了することとします）

*詳細は別添のスケジュール表のとおり（変更となる場合があります）

*実地研修が期限内に修了しない場合は、高知県長寿社会課まで報告する必要があります。

5 研修会場

ポリテクセンター高知 研修室Ⅱ及びⅢ 高知県高知市棧橋通四丁目15-68

6 定員

60名程度

7 受講者の決定

申込書等を審査のうえ、受講決定通知を勤務先あてに送付します。

（基本研修免除者の方には受講決定通知と別に、実地研修の依頼文を送付します。）

8 申込方法・締切

下記の書類を郵送またはメールにて提出し、お申込みください。令和5年9月25日（月）締め切りです。

（メールでの申し込みの場合は、必要書類をPDFデータにしパスワードを設定のうえ送付してください。）

- ・受講申込書兼推薦書（別紙様式1）
- ・受講申込者調書（別紙様式2）
- ・必要な資格証明書等の写し

※提出書類のダウンロード URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/kakutan-kensyu.html>

9 研修課程

- 基本研修** 講義、演習（シミュレーターを使用しての演習、評価）、筆記試験
※基本研修は、第一号研修と第二号研修と共通の課程です。
- 実地研修** 対象となる行為の実習、評価

対象となる行為

- (ア) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
(イ) 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

*** 第一号研修は（ア）（イ）の5行為全ての実習が必要です。**

第二号研修は（ア）（イ）の5行為中1行為以上の実習が必要です。

※実地研修では、喀痰吸引について口腔内10回以上、鼻腔内20回以上、気管カニューレ内部20回以上、経管栄養について胃ろう又は腸ろう20回以上、経鼻経管栄養20回以上のケア実習が必要です。

※半固形栄養剤による胃ろうまたは腸ろうの経管栄養のケア実習を行う場合、半固形による方法の演習を受講したのち、実地研修で滴下による方法とは別に20回以上のケア実習を行う必要があります。

※就業している施設・事業所等に、上記の行為の実習に協力いただける対象者がいること。

※以前に14時間研修を受講されている方は、口腔内吸引を免除とすることができます。

※本研修は人工呼吸器装着者への喀痰吸引には対応していません。

10 修了証書等

所定の課程を修了した受講者に交付します。ただし、適切に痰の吸引を行うことができないなど研修の目的が達成されないと判断された場合や、遅刻、早退等があった場合は修了証を交付できないことがあります。

11 受講料

受講される研修の種類によって受講料は異なります。

研修の種類		受講料	内訳
①基本研修＋実地研修		23,000円	テキスト代＋損害賠償保険料含む
②実地研修のみ		2,000円	損害賠償保険料のみ
フォローアップ 研修	③演習（半固形のみ）＋実地研修	5,000円	演習受講料＋損害賠償保険料含む
	④演習（すべて）＋実地研修	7,000円	演習受講料＋損害賠償保険料含む

※損害賠償保険料：2,000円

ただし、申込み人数によって2,000円を上回ることがあります。その際には別途確認のため連絡します。

12 受講キャンセル、研修中止について

受講キャンセルがあった場合の受講料返金はいりません（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合についても同様）。

大規模災害等やむを得ない事情により研修を中止する場合があります。その場合の返金等取扱いについては県と研修実施機関がその都度協議、決定し連絡することとします。

13 問合せ・申込先

研修に関する問合せ・申込書提出先

株式会社 青い鳥 高知介護福祉アカデミー

〒781-0806 高知市知寄町1丁目8番11号 TEL 088-855-7502 FAX 088-855-7503

E-mail: k-fukusi@shikoku.me

その他制度に関する問合せ先

高知県長寿社会課 介護事業者担当（中平）

住所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話 088-823-9632

喀痰吸引等の制度概要については以下のホームページをご参照ください。

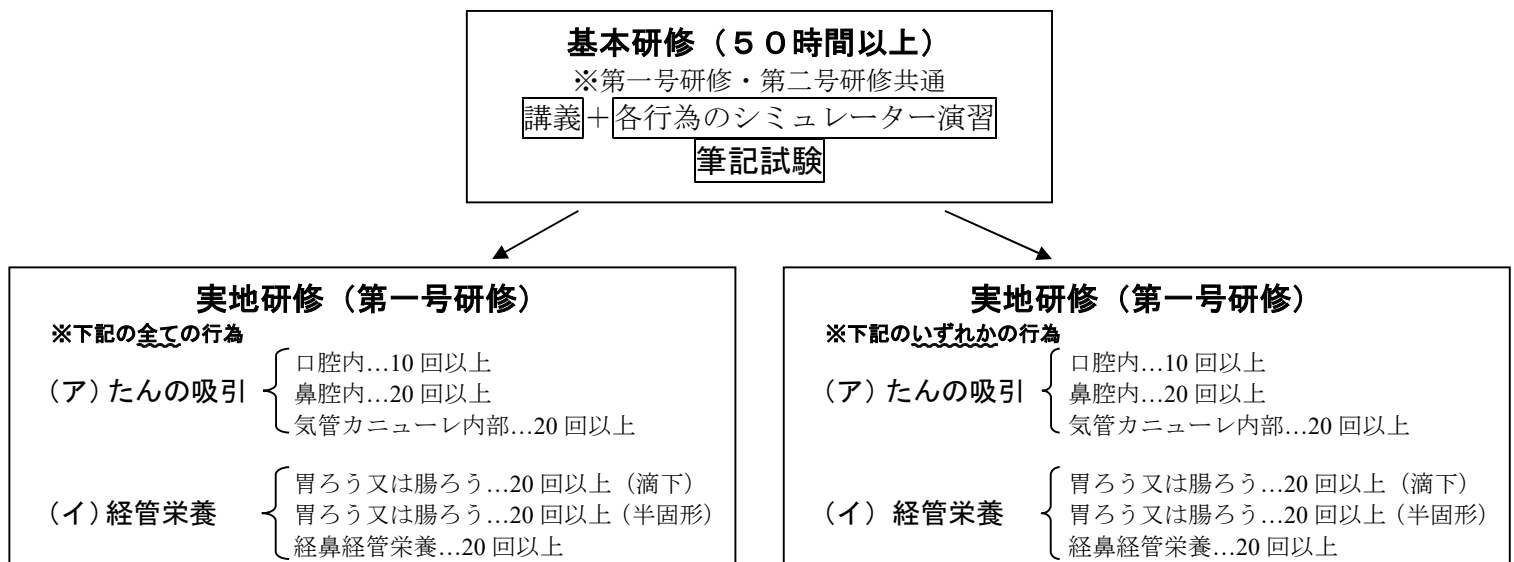
- ・高知県のホームページ【喀痰吸引等制度の概要】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/h27kakutan.html>

- ・厚生労働省のホームページ【喀痰吸引等（たんの吸引等の制度について）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/

参考／喀痰吸引等研修課程



参考／よくある質問

Q. 勤務先に対象者がいない場合はどうすればよいか？

A. 勤務先に対象者がいることが要件となっていますので、受講することができません。ただし、同法人（同系列、同グループ含む）の施設・事業所等で実地研修の実施を行う場合は、受講することができます。上記での対応が困難な場合、要件を満たしていれば協力医療機関で実地研修の実施を行うことも可能です。その場合の必要書類等詳しくは高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 特定の利用者を対象とした口腔内の痰吸引のみを提供する場合はどうすればよいか？

A. 第一号研修、第二号研修は、不特定多数の者を対象とするための研修です。特定の方を対象に実施したい行為についてのみを行う場合は、第三号研修の対象となります。第三号研修については、高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（TEL:088-823-9635）で実施していますので、お問い合わせください。

Q. 以前に14時間研修を修了しているが、その場合はどうなるのか？

A. 基本研修の口腔内吸引の演習、実地研修の口腔内吸引の実習が免除されます。

Q. 本人の意思が確認できない場合（意識障害等）、家族の同意があれば実地研修は可能か？

A. 家族の同意があれば実地研修を行っていただくことは可能です。

Q. 研修途中に対象者がいなくなった場合はどうなるのか？

A. 高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 実地研修が終了しなかった場合はどうなるのか？

A. 実地研修は年度内に終了することとなっていますが、やむを得ない場合は高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 基本研修修了から実地研修開始及び修了までの流れはどうなっているのか？

A. 受講者決定後、決定通知とともに案内をさせていただきます。詳細については高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 前年度までに第二号研修は修了しているが、経鼻経管栄養についても行いたい。どうしたらよいか？

A. 平成27年の省令改正に伴い、個別の特定行為の認定を受けることは可能です。追加したい行為の実地研修を行うこととなります（基本研修は免除となります。）
なお、受講申込にあたっては、この開催要項に沿ってお願いします。

実地研修実施要領

1 実地研修における役割分担及び介護職員等が行うことが許容される行為の標準的な範囲

(1) 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部のたんの吸引（以下「たんの吸引」という。）

① 医師・指導看護師・介護職員等の役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、たんの吸引を、指導看護師（実地研修において介護職員等の指導及び評価を行う看護師をいう。以下同じ。）のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、配置医又は実施施設と連携している医師が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の口腔内、鼻腔内、気管内部及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・介護職員等がたんの吸引を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修を受けた介護職員等が手順を守って行えば危険性は相対的に低く、介護職員等が行っても差し支えないものと考えられる。
- ・鼻からの吸引には、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血が、まれではあるが生じうる。また、鼻や口から、咽頭の奥までの吸引を行えば、敏感なケースでは嘔吐・咳込み等の危険性もある。したがって、鼻からの吸引や、口から咽頭の奥までの吸引は「一般論として安全である」とは言い難い。しかし、鼻からの吸引は、利用者の状態に応じ、吸引チューブを入れる方向を適切にする、左右どちらかのチューブが入りやすい鼻からチューブを入れる、吸引チューブを入れる長さをその利用者についての規定の長さにしておく、などの手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多い。以上の点を勘案すると、介護職員等は、咽頭の手前までの吸引を行うに留めることが適切であり、咽頭より奥の気道のたんの吸引は、指導看護師が担当することが適当である。
- ・気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、介護職員等が行うたんの吸引の範囲は、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

(2) 胃ろう、腸ろう及び経鼻経管栄養（以下「経管栄養」という。）

① 医師・指導看護師・介護職員等の役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、経管栄養を、指導看護師のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、配置医又は実施施設と連携している医師が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の胃、腸、鼻の状態及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・介護職員等が経管栄養を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があり、指導看護師が行うことが適当である。
- ・胃ろう・腸ろうによる経管栄養は、鼻からの経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう、腸ろうの状態に問題のないことの確認は1日1回以上指導看護師が行うことが適当である。
- ・経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、看護師が行うことが望ましいが、開始後の対応は介護職員等によっても可能であり、指導看護師の指導の下で、介護職員等が行うことが許容される。

2 介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等という。」）を実施する上で必要であると考えられる条件

（1）利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

（2）医療関係者による的確な医学管理

- ①配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ②指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。
- ③配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

（3）たんの吸引等の水準の確保

- ①実地研修においては、指導者講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。
- ②介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③たんの吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

（4）施設における体制整備

- ①実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ②利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

（5）地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。